

## 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:教育委員会

### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 村木 輝行(鈴鹿市御園町 1669 番地)
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	① センター条例第 2 条に規定する事業の実施に関する業務 ② センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③ センター利用料金の收受等に関する業務 ④ センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤ センターの管理上必要と認める業務

### 2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	B		3交代制勤務の実施により、夜間にも施設利用者への対応が可能となり、サービスの向上に努めている。 感染症対策として、利用団体が使用する度に居室内を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っている。 また、施設の維持管理では、利用者からの意見や要望に即座に対応し修繕に取り組み、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう努めている。 このほか、職員の人権研修の実施や県施策への貢献、個人情報保護方針を定め、個人情報の取扱いについても適正に取り組んでいる。
R1	B		
R2	B		
R3	B		
R4	B		

### 3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H30	A		多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、全期間を通じて協定に定める以上の事業を実施している。 また、幼児から一般まで幅広い年齢層を対象とする主催事業を年々増加させるなど、施設利用者の満足度の向上や利用者数の確保に努めている。 コロナ禍においては、日帰りでの事業を増やしたり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、工夫をしながら事業を実施した。 さらに、指定管理者が独自に定めた成果目標(利用者満足度)を達成しており、当施設が利用しやすい施設になっているものと評価できる。
R1	B		
R2	B		
R3	B		
R4	B		

### 4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	327,212,779	事業費	12,289,803
利用料金収入	111,138,497	管理費	446,451,418
その他の収入	25,776,917	その他の支出	30,418,530
合計 (a)	464,128,193	合計 (b)	489,159,751
収支差額 (a)-(b)	△25,031,558		

※参考

利用料金減免額	3,474,780
---------	-----------

## 5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値
H30	B		施設延利用者数	73,300人	74,238人	65,927人	12,880人	18,871人	37,951人
R1	B		定員稼働率	26.5%	26.7%	22.2%	2.6%	3.7%	9.3%
R2	C	+							
R3	C	+							
R4	C	+							
全期間におけるコメント									
令和元年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設延べ利用者数・定員稼働率ともに目標に達していないが、当該施設の感染防止ガイドラインを作成し、利用者に周知徹底するなど万全の対策を講じながら主催事業を開催しており、コロナ禍においても青少年に体験活動の機会を提供している。									

## 6 総括評価

- 主催事業を適宜、見直し、創作活動、自然体験活動、生涯学習、スポーツ体験、防災意識の向上を図る活動など多様な事業を実施するとともに、青少年の集団宿泊体験を安全に提供できる場として、県内外の小中高校等で広く利用された。
- 幼児から一般まで幅広い年齢層を対象とする主催事業の実施、利用者の研修ニーズに合わせた豊富な知識や技能を有するセンター職員の出前事業の実施、センターに登録しているボランティアの活動支援による主催事業の実施など、体験機会の創出に努めるとともに施設のPRにも取り組んだ。
- 他の施設運営も行う指定管理者としての強みを生かし、閑散期にスポーツ合宿の受け入れ調整を行うほか、競技団体、県立学校、地元事業所や鈴鹿市・津市の小中学校へ文書等による利用促進活動を行い、利用者の増加に努めた。主催事業についても地元広報紙に情報提供を行うとともに、チラシを地元小中学校や近隣の県庁舎等に配布し、参加者の増加に向けて取り組んだ。
- 施設の維持管理では、劣化が著しい設備等について、早期に必要な修繕を行うことで、利用者へのサービスの質の維持に努めるとともに、利用者からの指摘や提案等について、可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる。
- コロナ禍においては、利用団体が使用する度に居室内を消毒するなど、安全・安心な施設運営を行っていることを積極的にPRし、利用者に安心して使ってもらえるよう努めている。主催事業については、例年宿泊を伴って実施していた事業を日帰りで行ったり、他者との接触を避けるため家族単位での活動を中心としたメニューとしたり、工夫をしながら事業を実施したことが評価できる。
- 個人情報保護方針、特定個人情報取扱規程を整備し、個人情報の記載のある申込書等を厳重に保管管理するなど、個人情報の適正管理を徹底した結果、個人情報の漏洩はなかった。

以上のことに加え、利用者満足度が高い数値を示していることから、第4期指定管理期間開始後も、指定管理者の努力により、利用しやすい施設となっているものと評価している。

また、当該指定管理者は、3交代制勤務の実施、利用者の苦情等への即時対応、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての主催事業の実施など、基本協定等に定める業務基準や事業計画に沿って、それぞれ県の求める水準に合致した管理運営を行ったと評価できる。

- ※ 「2 管理業務の実施状況」の自己評価 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。  
「B」 → 業務計画を順調に実施している。  
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。  
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※ 「3 施設の利用状況」 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。  
「5 成果目標及びその実績」の自己評価 「B」 → 当初の目標を達成している。  
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。  
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※ 県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。